

そうだったのか！
妊婦さんの
学べる防災対策講座2

医療法人社団 愛弘会
みらいウィメンズクリニック
院長 茆原弘光



2019年11月10日 未来健康まつり

台風15号, 19号, 10.25豪雨

台風15号

9月9日午前5時千葉市に上陸、上陸時の中心気圧960hPa、千葉市で観測史上1位の最大瞬間風速57.5mを記録。千葉県全域64万件におよぶ大停電が発生、復旧に3週間以上。

台風19号

10月12日午後7時前に伊豆半島に上陸。神奈川県箱根で1000mm超、関東甲信越と東北の13都県で大雨特別警報。堤防の決壊が7県71河川、140か所、河川の氾濫は16都県285河川、同時多発的に氾濫が起きる異常事態。利根川上流域の流域平均雨量が増加したため、利根川下流域に氾濫注意および警戒情報が発表。

10.25豪雨

台風21号からの強い東風が、亜熱帯低気圧による雨を強化、線状降水帯が長時間房総半島に長時間停滞。「記録的短時間大雨情報」が千葉市と八街市で発表。利根川水系の印旛沼が、印西市北印旛沼観測所で氾濫危険水位に達し、佐倉市では住宅の浸水、田畑や道路の冠水が発生、土砂崩れと車への浸水で多数の犠牲者。

防災の3原則

1. 準備（平常時）
2. 情報（災害前）
3. 行動（災害時）

防災に関する用語

意識と理解が重要

- ◆ 防災気象情報（気象庁）
- ◆ 避難情報（行政）
- ◆ 避難行動
- ◆ 警戒レベル
 - 避難情報等の名称変更（平成28年台風10号）
 - 「警戒レベル」を用いた避難勧告等の発令（平成30年西日本豪雨）

避難情報等の名称変更について

- ◆ 平成28年8月に岩手県岩泉町で発生した台風10号がもたらした水害では、高齢者施設において「避難準備情報」の意味が伝わっておらず、適切な避難行動がとれなかった。
- ◆ 高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にし、迅速かつ確実な避難行動がとれるように検討が行われ、平成28年12月に内閣府から避難準備情報等の名称変更が示された。
- ◆ 「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
- ◆ 「避難指示」 → 「避難指示（緊急）」

- ◆ 「避難準備・高齢者等避難開始」は避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に発令。
- ◆ ご高齢の方、障害のある方、妊産婦・乳幼児等、避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始し、その他の人は、避難の準備。
- ◆ 「避難勧告」は災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令、速やかに避難場所へ避難。
- ◆ 「避難指示（緊急）」は災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合に発令、まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難。

「警戒レベル」を用いた 避難勧告等の発令

- ◆平成30年7月豪雨を教訓に、内閣府は、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」を改定。
- ◆住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルに整理、取るべき行動の対応が明確化。
- ◆現在は「警戒レベル」を用いて、防災情報の発信が行われている。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ^{※3} 避難指示(緊急) <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令（市町村が発令）</small>
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

10.25豪雨

- ◆ 印西市に**土砂災害警戒情報**を発表中です！！ 令和 元年 10月25日11時52分 銚子地方気象台発表。
- ◆ 印西市防災メール 2019年10月25日 14:26
- ◆ 土砂災害警戒区域にお住まいの方にお知らせいたします。印西市全域に土砂災害に関する**避難勧告**を発令しました。土砂災害警戒区域にお住まいの方は、速やかに避難を開始してください。避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベル1

早期注意情報（警報級の可能性）

- ◆ 警報級の現象が5日先までに予想されている時、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として [高]、[中] の2段階で発表。
- ◆ 警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きい。
- ◆ 可能性が高いことを表す [高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す [中]。
- ◆ 大雨に関して、翌日までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル1。
- ◆ 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める。

風水害時の行動をイメージする

①情報収集する

- ◆ 適切な判断・行動のために、正確な情報を集める。
- ◆ テレビのデータ放送、パソコン・スマートフォンなどインターネットで情報収集。
- ◆ 市の防災情報（防災行政無線・メール配信サービス等）
- ◆ 土砂災害の前兆現象（沢や川の水が濁る、山から大きな音がする、小石がパラパラ落ちる、土臭いにおいがするなど）に注意。
- ◆ ただし山や崖、川などには近づかない。

風水害時の行動

- ◆ 風水害は、毎年襲われる可能性のある災害。市の北部に利根川下流域を抱える印西市は、特に洪水による浸水に警戒が必要。
- ◆ 地震と異なり、台風接近や長雨が続くなど、ある程度事前に災害発生の予測をすることもできることから、早めの避難行動をとることにより被害を最小限にすることができる。
- ◆ 風水害のうち大雨や台風などは、土砂災害警戒区域あるいは浸水予想区域に住宅がある方が避難行動の対象となるので、ハザードマップで確認が必要。

ハザードマップ

- ◆ハザードマップとは、自然災害による被害予測をマップ化したもの
- ◆災害ごとに、被害の範囲や程度、避難ルート等が分かる
- ◆印西市防災ホームページ

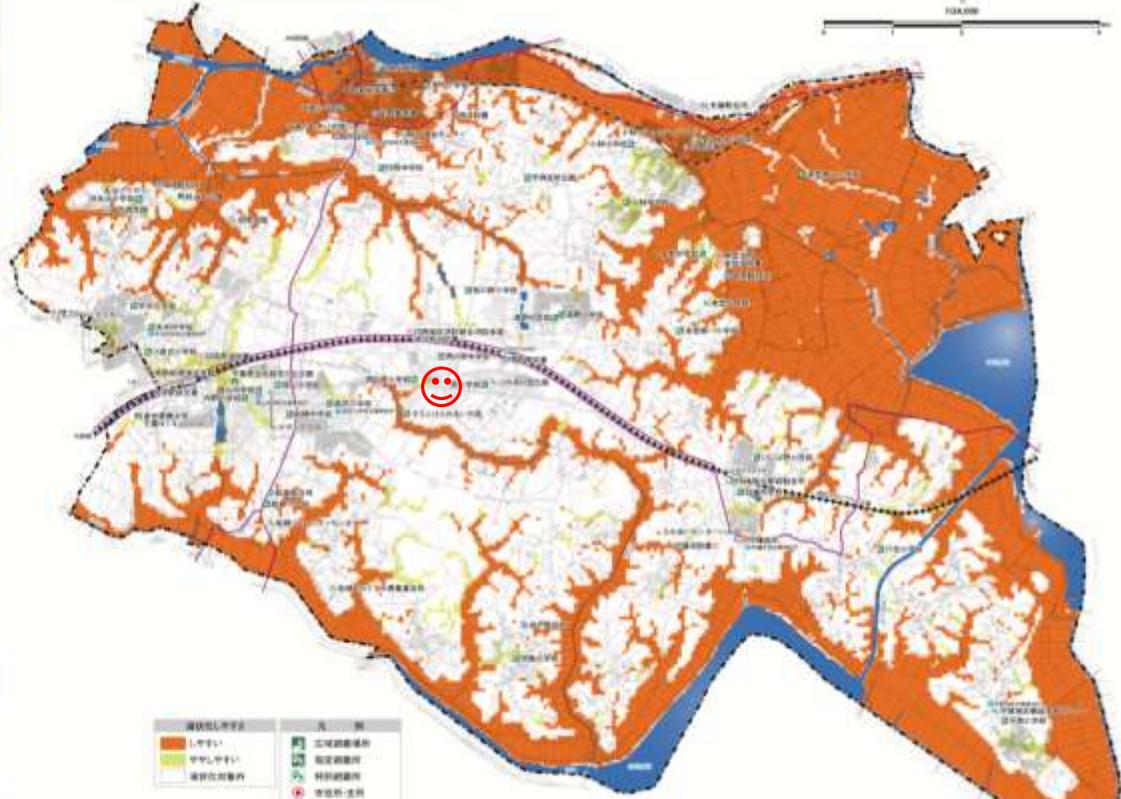
液状化 マップ

液状化現象は、近年の地震の増大に伴って、各地で発生しています。このマップは、液状化現象の発生しやすい地域を、過去の調査結果に基づき、色分けして表示しています。また、液状化現象の発生しやすい地域を、過去の調査結果に基づき、色分けして表示しています。



国土交通省 国土院 国土情報センター

液状化現象は、近年の地震の増大に伴って、各地で発生しています。このマップは、液状化現象の発生しやすい地域を、過去の調査結果に基づき、色分けして表示しています。また、液状化現象の発生しやすい地域を、過去の調査結果に基づき、色分けして表示しています。

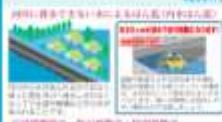


液状化しやすい		凡例	
オレンジ	液状化しやすい	緑	工業団地
黄色	やや液状化しやすい	青	指定避難所
白	液状化しにくい	赤	特別避難所
		黒	常設型 支所
		紫	警察機関
		青	消防署
		赤	企業向け戸
		黒	主要道路

国土院 国土情報センター
〒100-8508 東京都千代田区千代田1-1-1
電話 0476-42-0111

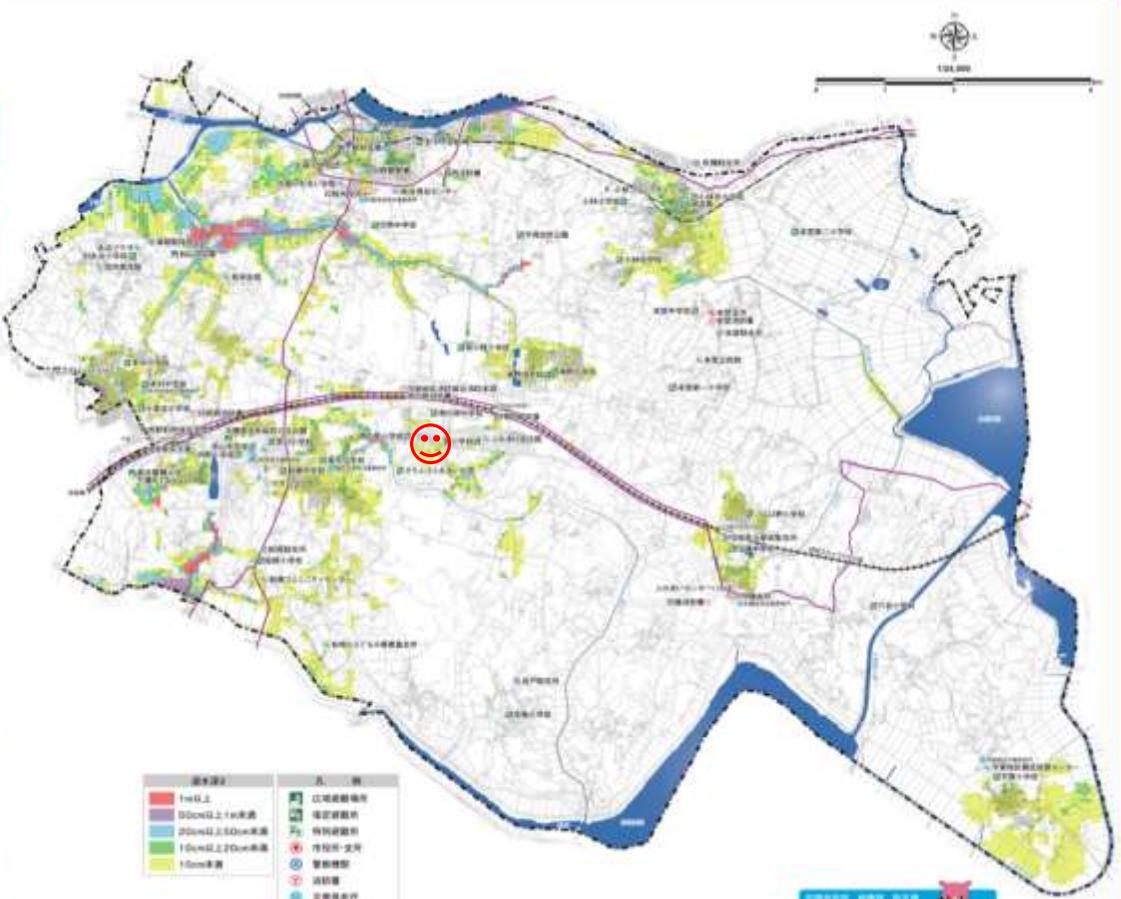
内水 ハザードマップ

このハザードマップは、大雨による内水氾濫の危険性を示しています。このマップは、過去の氾濫履歴や地形、土地利用などのデータを基に作成されています。実際の氾濫状況は、気象条件や排水設備の状況によって異なります。



このマップは、自治体の関係機関と連携して作成されています。最新のデータに基づき、定期的な更新が行われます。

自治体	住所	危険度
自治体A	住所A-1	危険
自治体A	住所A-2	危険
自治体A	住所A-3	危険
自治体A	住所A-4	危険
自治体A	住所A-5	危険
自治体A	住所A-6	危険
自治体A	住所A-7	危険
自治体A	住所A-8	危険
自治体A	住所A-9	危険
自治体A	住所A-10	危険
自治体A	住所A-11	危険
自治体A	住所A-12	危険
自治体A	住所A-13	危険
自治体A	住所A-14	危険
自治体A	住所A-15	危険
自治体A	住所A-16	危険
自治体A	住所A-17	危険
自治体A	住所A-18	危険
自治体A	住所A-19	危険
自治体A	住所A-20	危険
自治体A	住所A-21	危険
自治体A	住所A-22	危険
自治体A	住所A-23	危険
自治体A	住所A-24	危険
自治体A	住所A-25	危険
自治体A	住所A-26	危険
自治体A	住所A-27	危険
自治体A	住所A-28	危険
自治体A	住所A-29	危険
自治体A	住所A-30	危険
自治体A	住所A-31	危険
自治体A	住所A-32	危険
自治体A	住所A-33	危険
自治体A	住所A-34	危険
自治体A	住所A-35	危険
自治体A	住所A-36	危険
自治体A	住所A-37	危険
自治体A	住所A-38	危険
自治体A	住所A-39	危険
自治体A	住所A-40	危険
自治体A	住所A-41	危険
自治体A	住所A-42	危険
自治体A	住所A-43	危険
自治体A	住所A-44	危険
自治体A	住所A-45	危険
自治体A	住所A-46	危険
自治体A	住所A-47	危険
自治体A	住所A-48	危険
自治体A	住所A-49	危険
自治体A	住所A-50	危険
自治体A	住所A-51	危険
自治体A	住所A-52	危険
自治体A	住所A-53	危険
自治体A	住所A-54	危険
自治体A	住所A-55	危険
自治体A	住所A-56	危険
自治体A	住所A-57	危険
自治体A	住所A-58	危険
自治体A	住所A-59	危険
自治体A	住所A-60	危険
自治体A	住所A-61	危険
自治体A	住所A-62	危険
自治体A	住所A-63	危険
自治体A	住所A-64	危険
自治体A	住所A-65	危険
自治体A	住所A-66	危険
自治体A	住所A-67	危険
自治体A	住所A-68	危険
自治体A	住所A-69	危険
自治体A	住所A-70	危険
自治体A	住所A-71	危険
自治体A	住所A-72	危険
自治体A	住所A-73	危険
自治体A	住所A-74	危険
自治体A	住所A-75	危険
自治体A	住所A-76	危険
自治体A	住所A-77	危険
自治体A	住所A-78	危険
自治体A	住所A-79	危険
自治体A	住所A-80	危険
自治体A	住所A-81	危険
自治体A	住所A-82	危険
自治体A	住所A-83	危険
自治体A	住所A-84	危険
自治体A	住所A-85	危険
自治体A	住所A-86	危険
自治体A	住所A-87	危険
自治体A	住所A-88	危険
自治体A	住所A-89	危険
自治体A	住所A-90	危険
自治体A	住所A-91	危険
自治体A	住所A-92	危険
自治体A	住所A-93	危険
自治体A	住所A-94	危険
自治体A	住所A-95	危険
自治体A	住所A-96	危険
自治体A	住所A-97	危険
自治体A	住所A-98	危険
自治体A	住所A-99	危険
自治体A	住所A-100	危険



表示項目	説明
1m以上	1m以上の水深に浸水する危険な領域
50cm以上1m未満	50cm以上の水深に浸水する危険な領域
20cm以上50cm未満	20cm以上の水深に浸水する危険な領域
10cm以上20cm未満	10cm以上の水深に浸水する危険な領域
10cm未満	10cm未満の水深に浸水する危険な領域
河川	河川の位置を示す線
公園	公園の位置を示す線
道路	道路の位置を示す線
学校	学校の位置を示す線
病院	病院の位置を示す線
消防署	消防署の位置を示す線
警察署	警察署の位置を示す線
公民館	公民館の位置を示す線
図書館	図書館の位置を示す線
児童館	児童館の位置を示す線
高齢者センター	高齢者センターの位置を示す線
障害者センター	障害者センターの位置を示す線
避難所	避難所の位置を示す線
防災倉庫	防災倉庫の位置を示す線
防災用金庫	防災用金庫の位置を示す線
防災用備蓄庫	防災用備蓄庫の位置を示す線



このマップは、自治体の関係機関と連携して作成されています。最新のデータに基づき、定期的な更新が行われます。

地域の情報収集

- ◆ 印西市防災メール
- ◆ t-inzai@sg-m.jpに空メール
- ◆ 印西市ホームページ、印西市広報のQRコードを利用
- ◆ 印西市防災無線
- ◆ 聞こえない場合、0800-800-0864で再確認可能
- ◆ 地域に密着した災害情報・避難情報を入手できる
- ◆ NHKニュース・防災アプリ、NHK NEWS WEBのQRコード

風水害時の行動をイメージする

②避難行動の準備をする

- ◆ 収集した情報をもとに避難行動の準備をする。非常持出袋と防寒着等必要な物を準備、時間が無い場合は、避難行動を優先。
- ◆ 風水害時避難場所に避難する際は、時間に余裕をもって行動。
- ◆ 高齢者や障がい者、妊産婦や幼児など避難行動に時間を要する方は、早めの避難。
- ◆ 就寝時間中に暴風や大雨のピークが予想される時は、早めに土砂災害警戒区域や浸水予想区域、多摩川浸水想定区域外へ避難する。
- ◆ 困難な場合は2階や山・沢側から離れた部屋などなるべく安全な場所に移動、携帯電話は必携。

避難行動とは

「命を守るための行動」です。気象情報や市からの避難情報、前兆現象などをとらえて、自らの判断で次の避難行動を選択し実行すること。

避難行動の種類		考え方
土砂災害洪水避難場所への移動	立退き避難	避難する時間が十分にある場合はこれが望ましい。
区域外の安全な場所への移動 (自治会館、親戚、友人の家等)		
近隣の強固な建物への移動		
建物内の安全な場所への退避 (2階への避難等)	屋内安全確保	避難する時間が無い、困難な場合に、生命を守るためにとる行動。

避難場所とルートの確認

【家族で話し合っておく事】

- ◆避難場所
- ◆家族の集合場所
- ◆家族の連絡方法
- ◆子供のお迎え
- ◆非常時の連絡先
- ◆避難渋滞の可能性

風水害時の行動をイメージする

③避難行動を決断し、実行する

- ◆市から避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））が発令されたら、非常持出袋を持参し避難行動を実行。
- ◆市から避難情報が発令されていないときでも、危険を感じる場合は、土砂災害警戒区域や浸水予想区域外の安全な場所に自主避難。
- ◆避難がすでに困難な場合は、屋内安全確保（自宅の2階以上に移動するなど）の安全措置をとる。。

印西市の避難場所・避難所

- ◆ 広域避難場所
- ◆ 指定避難所
- ◆ 特別避難所
- ◆ 一時避難場所

広域避難場所

- ◆市街地における大規模火災が発生した場合に、放射熱や煙から身を守り、生命の安全を確保するため、一時的に避難する避難所。
- ◆千葉県立北総花の丘公園
- ◆東京電機大学 千葉ニュータウンキャンパス
- ◆松山下公園

指定避難所

- ◆ 住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失ったものまたは居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所。
- ◆ 【小学校】 木下、小林、大森、船穂、永治、木刈、内野、原山、小林北、小倉台、高花、西の原、**原**、六合、宗像、平賀、いには野、本埜第一小学校、埜第二小学校、滝野小学校、牧の原
- ◆ 【中学校】 印西、船穂、木刈、小林、原山、西の原、印旛、本埜、滝野
- ◆ そうふけふれあいの里、平岡自然公園

特別避難所

- ◆ 災害時要援護者に対する特別な配慮として福祉避難所を事前に定める。また、土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所を確保する。
- ◆ 総合福祉センター、中央公民館、中央駅前地域交流館、小林公民館、**そうふけ公民館**、中央駅北コミュニティセンター（フレンドリープラザ）、中央駅南コミュニティセンター（サザンプラザ）、永治コミュニティセンター、船穂コミュニティセンター、ふれあいセンターいんば、本埜公民館、宮内青年館、和泉会館。松崎むらぐるみ農業集会所、小林小学校、宗像小学校、船穂小学校、大森ふれあい会館、平賀地区構造改善センター

一時避難場所

- ◆ 災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所として近隣公園以上の規模を有する公園を指定する。また、町内会・自治会等や自主防災組織は、地区の身近な公園や空地を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。
- ◆ 松山下公園、本埜スポーツプラザ、印旛中央公園、印旛西部公園、松虫姫公園、牧の原公園、泉公園、浅間山公園、高花公園、多々羅田公園、浦幡新田公園、西の原公園、草深公園、大塚前公園、木下万葉公園、松崎台公園、萩原公園、滝野公園、東の原公園、別所谷津公園

福祉避難所

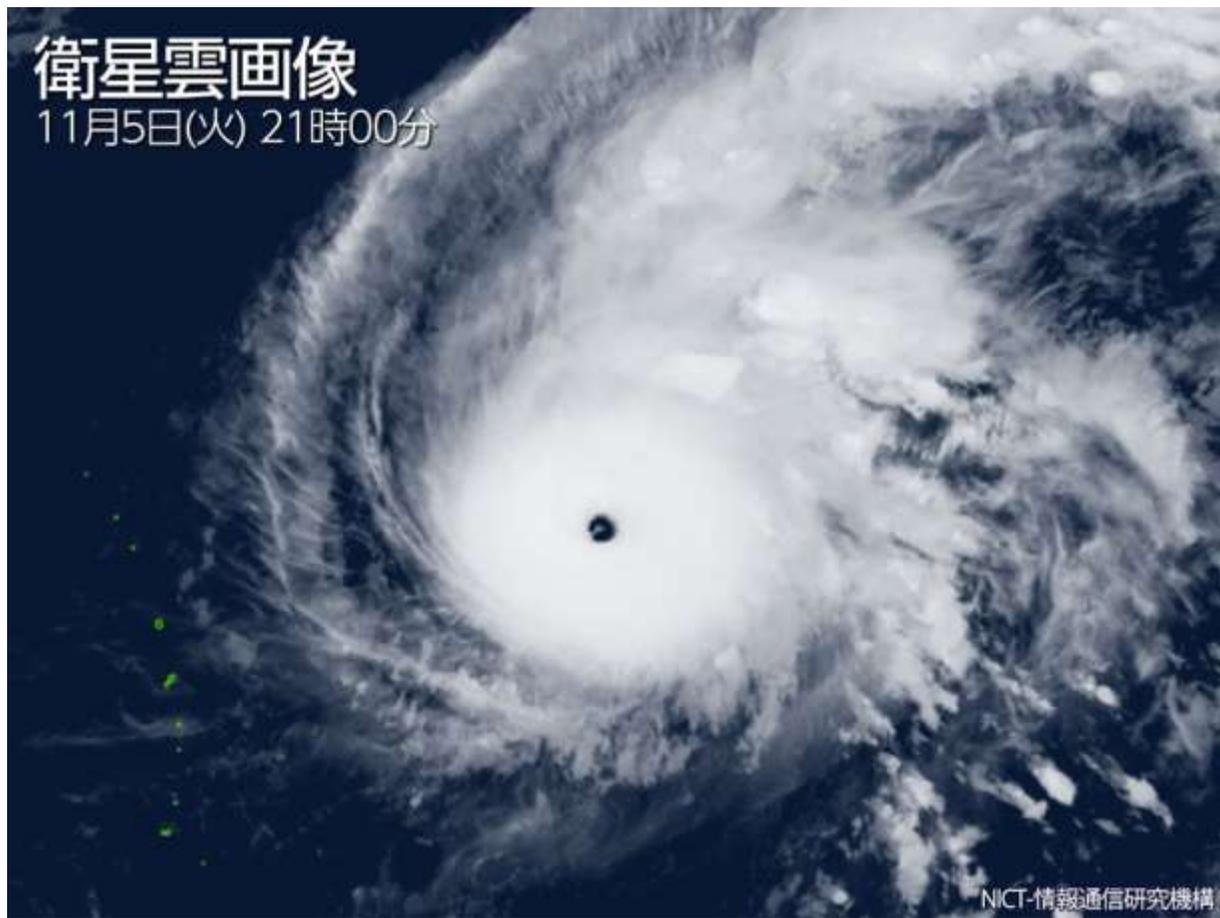
- ◆ 妊娠中や産後の女性、乳幼児は、災害時に特別な支援が必要とされる「災害弱者」。大規模災害が発生した場合には、健康な人より避難が遅れたり、手間取ったりする可能性がある。
- ◆ 特別避難所は福祉避難所とも呼ばれ、高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所で備蓄品やスタッフに特別な配慮があり、**妊産婦も入所対象者**。

安否の確認

災害用伝言ダイヤル「171」

- ◆ 災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板。
- ◆ 使い方
 - 伝言を録音する **171** → **1** → 自宅の電話番号(市外局番から)
 - 伝言を聞く **171** → **2** → 自宅の電話番号(市外局番から)
- ◆ 体験利用
 - 毎月1・15日
 - 防災ボランティア週間(1/15-1/21)
 - 防災週間(8/30-9/5)

衛星雲画像
11月5日(火) 21時00分



中心気圧905hPa、最大風速60m、最大瞬間風速85m

2019年11月10日 みらい健康まつり

命を守る行動

- ◆ 今回の風水害によって、「自然災害による危機」は決して他人事ではなく、「すぐ隣にある危険地帯」であることを私たちは知りました。
- ◆ 「命を守る行動」を実際の現場でとっさに行うことは容易ではありません。防災に対する日頃からの心がけと準備、災害情報に対する意識と理解が重要とされます。



ご清聴ありがとうございました

2019年11月10日 みらい健康まつり